

令和5年度 第1回神戸市市民福祉調査委員会  
成年後見専門分科会

日時：令和5年9月1日（金）

午前10時00分～12時00分

場所：神戸市役所1号館8階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 報 告

神戸市における成年後見制度等の利用状況について  
市民後見人候補者の養成について

3. 協議事項

中核機関における協議会について

4. 閉 会

---

資 料

資料1	神戸市市民福祉調査委員会	成年後見専門分科会	委員名簿
資料2	神戸市市民福祉調査委員会	成年後見専門分科会	事務局名簿
資料3	神戸市における成年後見制度等の利用状況		
資料4	市民後見人候補者の養成		
資料5	協議会について		
資料6	参考資料（厚生労働省の資料等）		

## 市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 委員名簿

(50音順・敬称略)

- 伊藤 智美 たにがみ障害者相談支援センター センター長
- 植戸 貴子 神戸女子大学健康福祉学部 教授
- 植野 礼子 池田宮川あんしんすこやかセンター 運営管理者
- 内布 茂充 (公社)コスモス成年後見サポートセンター兵庫県支部 支部長  
(行政書士)
- 榎本 昌起 (一社)兵庫県社会福祉士会 ぱあとなあ兵庫 副運営委員長
- 澤井 靖人 (公社)成年後見センター・リーガルサポート 副理事長  
(司法書士)
- 新庄谷 誠 近畿税理士会 成年後見支援センター 副センター長
- ◎ 種谷 有希子 高齢者・障害者総合支援センターたんぼぼ 幹事  
(弁護士)
- 村上 英樹 シルバー法律研究会 代表幹事(弁護士)
- 山口 健也 (医)向陽会 向陽病院 院長(精神科医)
- 松井 敬二 【オブザーバー】  
神戸家庭裁判所 主任書記官

◎=分科会長 ○=副分科会長

市民福祉調査委員会 成年後見専門分科会 事務局名簿

福祉局副局長	若杉 穰
福祉局くらし支援課長	大村 元範
福祉局介護保険担当課長	菅 澄子
福祉局高齢福祉課担当課長	田月 幸一
福祉局障害者支援課長	黒田 尚宏
神戸市社会福祉協議会事務局長	星島 淳一

## 神戸市における成年後見制度等の利用状況等について

## ○成年後見支援センター相談件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
来所等	1,383	1,261	1,284	1,244	1,242	1,105	1,287	1,423
専門相談	83	91	112	125	98	93	81	89

## ○成年後見制度利用支援事業

			申立費用助成		後見報酬助成		合計	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額
R1年度	認知症	市長申立	6	33,572	39	6,880,891	45	6,914,463
		本人・親族申立	-	-	94	19,779,904	94	19,779,904
		計	6	33,572	133	26,660,795	139	26,694,367
	知的・精神	市長申立	0	0	18	3,255,026	18	3,255,026
		本人・親族申立	-	-	73	14,604,903	73	14,604,903
		計	0	0	91	17,859,929	91	17,859,929
	R1年度合計			6	33,572	224	44,520,724	230
R2年度	認知症	市長申立	2	8,996	30	5,487,130	32	5,496,126
		本人・親族申立	-	-	138	24,735,258	138	24,735,258
		計	2	8,996	168	30,222,388	170	30,231,384
	知的・精神	市長申立	1	58,872	8	1,660,635	9	1,719,507
		本人・親族申立	-	-	85	17,012,510	85	17,012,510
		計	1	58,872	93	18,673,145	94	18,732,017
	R2年度合計			3	67,868	261	48,895,533	264
R3年度	認知症	市長申立	3	16,640	49	9,074,076	52	9,090,716
		本人・親族申立	-	-	171	33,550,428	171	33,550,428
		計	3	16,640	220	42,624,504	223	42,641,144
	知的・精神	市長申立	1	2,639	9	1,081,273	10	1,083,912
		本人・親族申立	-	-	96	20,986,093	96	20,986,093
		計	1	2,639	105	22,067,366	106	22,070,005
	R3年度 合計			4	19,279	325	64,691,870	329
R4年度	認知症	市長申立	0	0	41	6,681,050	41	6,681,050
		本人・親族申立	-	-	289	57,671,317	289	57,671,317
		計	0	0	330	64,352,367	330	64,352,367
	知的・精神	市長申立	1	5,690	9	1,776,904	10	1,782,594
		本人・親族申立	-	-	112	23,234,208	112	23,234,208
		計	1	5,690	121	25,011,112	122	25,016,802
	R4年度 合計			1	5,690	451	89,363,479	452

### ○市区町村長申立件数

		H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
成年後見関係事件 申立件数（後見、保佐、補助、任意後見含む）							
	全国	35,737	36,549	35,959	37,235	39,809	39,719
	神戸家裁管内(兵庫県)	1,759	1,766	1,749	1,951	2,106	2,235
市区町村長申立件数							
	全国	7,037	7,705	7,837	8,822	9,186	9,229
	神戸家裁管内(兵庫県)	263	277	237	269	285	284
神戸市長申立件数		61	60	63	72	47	66

### ○成年後見制度の利用手続き相談室

市民後見人が実際の後見人受任等の経験を活かし、各区役所において制度の初歩的な説明・相談対応を行う。平成24年に東灘区で開始後、北神区を除く9区で実施中。

区（開設時期）	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
東灘（H24.9）	13	19	12	13	19	26	18	16	7	10	23
灘区（H30.4）	—						18	6	3	5	8
中央（H27.4）	—			8	3	3	5	5	1	1	1
兵庫（H29.2）	—					13	10	6	3	7	8
北区（H29.10）	—					7	25	14	7	11	15
長田（H26.7）	—		6	9	7	7	9	12	2	2	6
須磨（H30.7）	—						7	5	3	1	8
垂水（H25.9）	—	11	18	23	14	31	19	24	17	20	26
西区（H25.6）	—	10	18	10	12	6	12	10	4	10	28
合計	13	40	54	63	55	93	123	98	47	67	123

#### 【相談件数】

※西区は岩岡出張所開催分（7件）を含む（R4.9より開催。出張所での開催は初の取り組み。）

### ○成年後見セミナー

制度を広く周知するため、市民向けセミナーとしてセミナーを年1回開催している。

日 時：令和5年8月26日（土）13:30～16:00

テ ー マ：これからの成年後見制度について～本人の想いを大切に～

内 容：基調講演（同志社大学社会学部 教授 永田 祐 氏）

市民後見人による活動報告

## ○出張説明会

地域や福祉関係機関、行政機関などからの要請に応じ、出張説明会を随時実施し、成年後見支援制度や日常生活自立支援事業の周知・啓発を行っている。令和4年度からは、出張説明会の際に個別案件の相談会も合わせて実施している。

令和3年度：7件（あんすこセンター、民生委員、婦人会など）

令和4年度：26件（うち8件で個別相談会を実施）

（R4出張説明会）

障害者関係 7件（区自立支援協議会、ワークセンターひょうご など）

行政機関 10件（区役所 など）

高齢者関係 5件（あんしんすこやかセンター など）

その他 4件（介護サービス協会、区社会福祉協議会 など）

## ○銀行協定（締結日 令和3年10月1日）

### 1. 協定先 ※神戸市と各銀行との2者協定

(1) 三井住友銀行（神戸市役所の指定金融機関）

(2) みなと銀行（市内に本店を有する唯一の地方銀行）

### 2. 協定内容

#### (1) 本人・家族の負担軽減

「認知症神戸モデル」の「認知機能精密検査結果」を、認知判断能力等確認資料の一つとして活用する。

⇒銀行窓口で記録を残さないため、件数等の実績は不明

#### (2) 早期相談の推進

銀行窓口及び成年後見支援センター窓口において支援が必要な方を把握した際に、窓口間で取次ぎを実施する。

⇒実績 1件（令和5年8月末現在）

※成年後見支援センターから銀行窓口へ取次ぎを実施

（内容：ターミナル期となった配偶者の医療費等の預金取引）

※成年後見支援センターへの銀行に関する相談件数

協定前：2.7件/月 協定後：6.9件/月（R4年度：83件）

#### (3) 単身の高齢者等の支援に関する調査・研究に関すること

成年後見人など、第三者が高齢者等の金銭管理を実施する場合の支援充実を図るため、調査・研究に取り組む。

⇒令和4年度：三井住友銀行の後見人サポートシステムのユーザーテストに3名の市民後見人が参加

### 3. 今後の取り組み

現在は、両行との定例会を開催し、情報交換等を行うなど、実施後に生じた課題の共有及び連携の強化を図るとともに、協定内容を具体的に進め、充実・発展させていきたいと考えている。

○令和5年度の取り組み予定

相談&連携 の強化	(1) 早期相談につなげるための個別支援の実施
	○関係機関からの要請に応じて支援者との連携を図り、必要に応じて専門職への早期の相談につなげる。 ○成年後見支援センターへの相談のオンライン対応 (R5.7より実施)。
	(2) 三井住友・みなど銀行との連携強化 (R3.10 連携協定締結)
	○銀行と市社協の連携を強化し、窓口間での取り次ぎにより早期発見・早期相談を推進する。 ○定例会実施による情報交換・連携強化に引き続き行うとともに、連携を深めるための新たな取り組みを検討する。 ○新たな協定先を検討する。
広報の強化	(3) 区域・生活圏域単位での理解促進事業の実施
	○地区民児協や高齢者ふれあい給食会での出前トークなど、身近な地域で広報を行う (市民後見人広報啓発ツールを活用)。 ○個別相談会付き出張説明会において制度の広報を行う。
後見人の 支援	(4) 後見人 (親族・法人) のスキルアップと基盤強化
	○後見受任活動を展開するNPO法人等の活動実態を把握するため訪問調査等を行い、集約されたニーズ・課題を検証し、今後の支援策を検討する。
中核機関 関係	(5) 中核機関に関する取り組みの検討
	○専門職団体や関係機関等が連携体制を強化するための協議会の設置について検討を行う。 ○中核機関の機能強化及び地域連携ネットワークのあり方を検討する。

## 市民後見人候補者の養成について

## 1. これまでの取り組み

- 本市では平成 23 年度から第 1 期の養成研修を実施
- 現在、176 名が研修修了し、88 名が候補者名簿に登録

市民後見人養成状況（候補者名簿登録者数） ※令和 5 年 4 月 1 日時点

		修了者数	候補者名簿 登録者数
第 1 期	平成23年度	39名	6名
第 2 期	平成24年度	27名	8名
第 3 期	平成25～26年度	24名	9名
第 4 期	平成27年度	27名	19名
第 5 期	平成28年度	30名	19名
第 6 期	平成30年度	10名	9名
第 7 期	令和 3 年度	12名	12名
第 8 期	令和 4 年度	7名	6名
		176名	88名

## 2. 現在の受任状況

- 市民後見人の受任対象案件は、
  - ①多額の資産や負債がない
  - ②親族間の紛争や権利侵害がない
  - ③居住の確保がされている、または居住確保の方向性が確保されている方  
といった財産管理や身上保護に困難性がないと判断されるケースを対象としている。
- 市社会福祉協議会が成年後見監督人として選任を受けて、全面的な支援を行いながら活動中  
(令和 5 年 7 月末時点：24 件が受任活動中)

## 3. 第 9 期市民後見人養成研修

- 事前説明会 令和 5 年 3 月 3 日（金）24 名参加、4 日（土）30 名参加
- 養成研修 基礎研修 令和 5 年 6 月 1 日～6 月 29 日（5 回） 11 名参加  
実務研修 令和 5 年 9 月 7 日～10 月 5 日（5 回）

【参考】市民後見人選任審判

選任審判件数累計（令和 5 年 3 月末時点）：102 件（うち 24 件が受任活動中）

新規選任件数：令和 3 年度 1 件、令和 4 年度 10 件



## 中核機関における協議会の整備運営について

## 1. 市町村による協議会とは

- 専門職団体や当事者団体等の関係機関・団体が連携体制を強化し、自発的な協力を進める仕組み。
- 多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進する。
- 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、協議の場を設ける。

## 2. 協議会の役割とは

- 3つの場面における「支援」の検討・協議

成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後において

- ①「権利擁護の相談支援機能」（旧相談機能）
- ②「権利擁護支援チームの形成支援機能」（旧利用促進機能の受任者調整）
- ③「権利擁護支援チームの自立支援機能」（旧後見人支援機能）

の「支援」の検討・協議を行う場。

※上記3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。

- 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど家庭裁判所との間での相互理解を図る場。

- 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で 地域課題への取組について協議する場。

## 3. 協議会の方向性（事務局案）

- 新たに協議会を設立するのではなく、既存の会議を整理し協議会として位置付ける。
- 市社会福祉協議会が開催する「成年後見関係団体情報交換会（※）」を協議会として位置付ける。  
⇒市民福祉調査委員会成年後見専門分科会とメンバーや議題が重複する部分が多い。  
※成年後見に関する団体が集まり、各団体の取り組み等の情報交換を行う場（年1回開催）。
- 分科会閉会後に協議会を開催し、分科会・協議会の2部制とする。
- 分科会の委員を協議会のコアメンバーとさせて頂き、協議会のメンバーは必要に応じて追加する。  
また、情報交換会の参加者についても、引き続き協議会のコアメンバーとしてご参加頂く。
- 協議会は年1回の開催を予定しており、分科会（年2回）のいずれかに合わせて開催する。

## 現 状

会議名	成年後見専門分科会	成年後見関係団体情報交換会
事務局	神戸市	市社協
委員数	10名	8名
委員	高齢者・障害者総合支援センター たんぼぼ (弁護士)	高齢者・障害者総合支援センター たんぼぼ (弁護士)
	成年後見センター・リーガルサポート (司法書士)	成年後見センター・リーガルサポート (司法書士)
	ばあとなあ兵庫 (社会福祉士)	ばあとなあ兵庫 (社会福祉士)
	コスモス成年後見サポートセンター 兵庫県支部 (行政書士)	コスモス成年後見サポートセンター 兵庫県支部 (行政書士)
	近畿税理士会成年後見支援センター (税理士)	近畿税理士会成年後見支援センター (税理士)
	神戸家庭裁判所 (オブザーバー)	神戸家庭裁判所
	障害者相談支援C	兵庫社労士成年後見センター (社会保険労務士)
	あんしんすこやかC	日本司法支援センター兵庫地方事務所 +神戸市・市社協
	学識経験者	
	シルバー法律研究会 (弁護士) 医師	
開催頻度	年2回	年1回

■ =メンバーが重複



## 協議会設置後

会議名	成年後見専門分科会	協議会(名称未定)
事務局	神戸市	市社協
委員数	10名	13名
委員	高齢者・障害者総合支援センター たんぼぼ (弁護士)	高齢者・障害者総合支援センター たんぼぼ (弁護士)
	成年後見センター・リーガルサポート (司法書士)	成年後見センター・リーガルサポート (司法書士)
	ばあとなあ兵庫 (社会福祉士)	ばあとなあ兵庫 (社会福祉士)
	コスモス成年後見サポートセンター 兵庫県支部 (行政書士)	コスモス成年後見サポートセンター 兵庫県支部 (行政書士)
	近畿税理士会成年後見支援センター (税理士)	近畿税理士会成年後見支援センター (税理士)
	障害者相談支援C	障害者相談支援C
	あんしんすこやかC	あんしんすこやかC
	学識経験者	学識経験者
	シルバー法律研究会 (弁護士) 医師	シルバー法律研究会 (弁護士) 医師
	神戸家庭裁判所(オブザーバー) +神戸市・市社協	神戸家庭裁判所 +神戸市・市社協
開催頻度	年2回	年1回

4. 今回協議頂きたい事項

- 上記「3. 協議会の方向性（事務局案）」に関する事
- 協議会の構成メンバー
- 協議会で取り扱う議題・内容
- その他協議会に関する事

5. 今後の予定

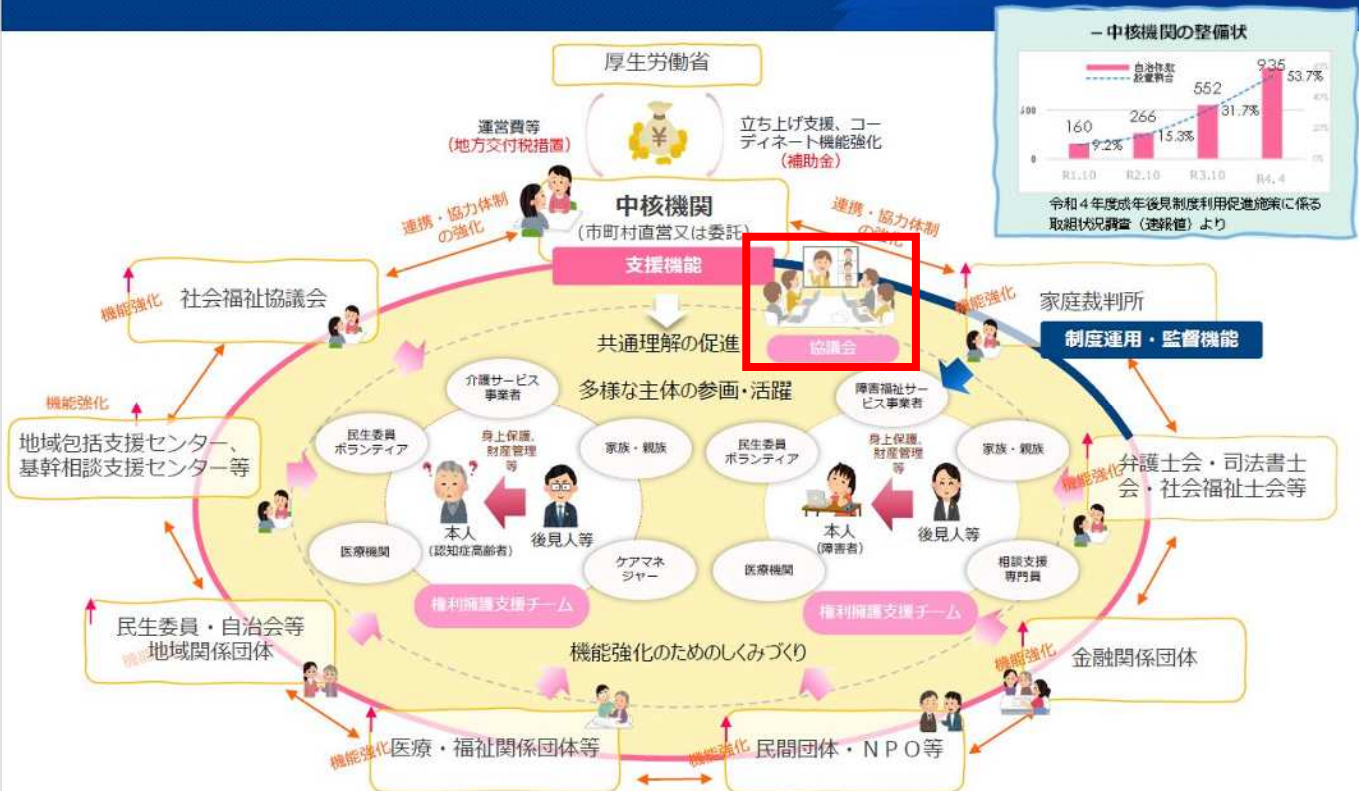
- 令和6年3月  
成年後見専門分科会において、協議会の方向を提示
- 令和6年8月または令和7年3月  
成年後見分科会の開催に合わせて協議会を開催

## 第二期計画における中核機関の役割

- 権利擁護の地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核的な機関や体制。
- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、様々な権利擁護支援（成年後見制度だけでなく、権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトへの対応、消費生活センターの相談対応など）の内容を検討し、権利擁護の支援を適切に実施するためのコーディネートを行う。
- 専門職団体・関係機関の自発的協力・連携強化を構築するための協議会の運営等を行い、関係者のコーディネートを行う。



## 中核機関（地域連携ネットワークの中核となる機関）の役割図



※ 地域の実情に応じて、法テラス、税理士会、行政書士会、精神保健福祉士協会など成年後見制度について実績のある専門職団体、消費生活センター、公証役場等との連携も想定

## 市町村による協議会

- 各地域において、専門職団体や当事者団体等を含む関係機関・団体が連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組み。
- 成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進する。
- 成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるよう、協議の場を設ける。

## 都道府県による協議会

- 家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。

### 第二期計画における市町村による協議会

#### a 権利擁護支援を行う3つの場面における「支援」の検討・協議

##### 個別事案対応における3つの場面

(成年後見制度利用前、成年後見制度の利用の開始まで、後見人選任後)において「権利擁護の相談支援機能」(旧相談機能)、「権利擁護支援チームの形成支援機能」(旧利用促進機能の受任者調整)、「権利擁護支援チームの自立支援機能」(旧後見人支援機能)の「支援」の検討・協議を行う場。3つの検討の場を設定しなければならない訳ではなく、地域の実情に応じて柔軟に設定。

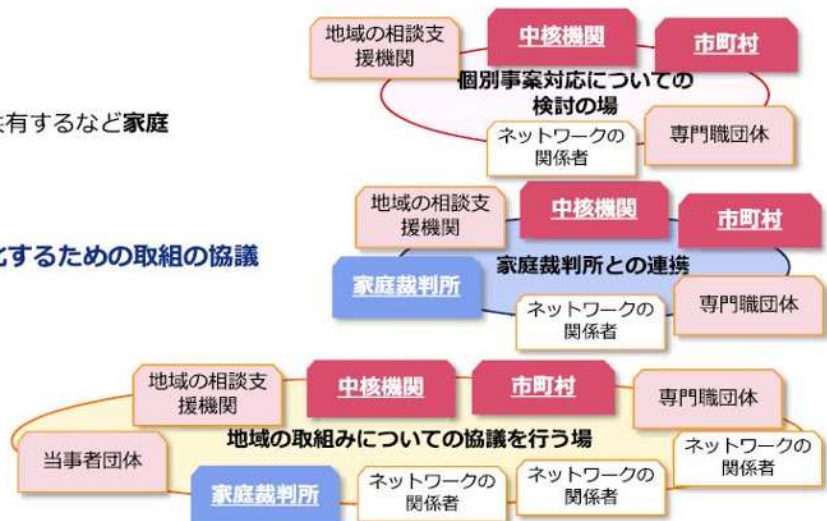
三種類必要ということではない。一つに合わせて開催が可能  
また、必要な場合に臨時開催など、地域の実情に応じて実施

#### b 家庭裁判所との連携

模擬事例の検討等により受任イメージを共有するなど家庭裁判所との間での相互理解を図る場。

#### c 地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

個別事案対応における支援機能を強化するため、「共通理解の促進」「多様な主体の参画・活躍」「機能強化のためのしくみづくり」の視点で地域課題への取組について協議する場。既存の仕組みを活用できる。



## 第二期計画の工程表とKPI①

		KPI <sup>※1</sup> (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 <sup>※2</sup>	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項 <sup>※3</sup>	<b>任意後見制度の利用促進</b> ・ 周知・広報  ・ 適切な運用の確保に関する取組	・ 全1,741市町村 ・ 全50法務局・ 地方法務局 ・ 全286公証役場 —	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	<b>担い手の確保・育成等の推進</b> ・ 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定 ・ 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・ 全47都道府県  ・ 全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討 都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定 都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	<b>市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進</b> ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 ・ 成年後見制度利用支援事業の推進	・ 全47都道府県  ・ 全1,741市町村	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 市町村長申立ての実験等の把握、必要に応じた実務の改善 全国で適切に実施する方策の検討 市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 <small>※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施</small>			都道府県による研修の継続実施 市町村による実施	
	<b>権利擁護支援の行政計画等の策定推進</b> ・ 市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・ 全1,741市町村	市町村による計画策定、必要な見直し			策定状況等のフォローアップ	
	<b>都道府県の機能強化</b> ・ <u>都道府県による協議会設置</u>	・ 全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。  
※3 優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和6年度までのKPIを設定して推進するもの。

19

## 第二期計画の工程表とKPI②

		KPI <sup>※1</sup> (令和6年度末の数値目標)	令和4年度	令和5年度	令和6年度 <sup>※2</sup>	令和7年度	令和8年度
討 向 等 見 直 し に 向 け た し の 検 討	<b>成年後見制度等の見直しに向けた検討</b>	—	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	<b>総合的な権利擁護支援策の充実</b>	—	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討、左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制 度 の 運 用 改 善 等	<b>意思決定支援の浸透</b> ・ 都道府県による意思決定支援研修の実施 ・ 各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	・ 全47都道府県 —	都道府県による意思決定支援研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	・ 基本的考え方の整理と普及	—	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成 保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	<b>適切な後見人等の選任・交代の推進等</b> ・ 柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む） ・ 適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	— —	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応 適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業、地域生活支援事業等の早期の検討 成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討				
	<b>不正防止の徹底と利用しやすさの調和</b> ・ 後見制度支援信託・支援預貯金の普及 ・ 保険の普及等事後救済策の検討	— —	後見制度支援信託・支援預貯金の普及 関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
	<b>地域連携ネットワークづくり</b> ・ 制度や相談窓口の周知 ・ 中核機関の整備とコーディネート機能の強化 ・ 後見人等候補者の適切な推薦の実施 ・ 権利擁護支援チームの自立支援の実施 ・ 包括的、多層的な支援体制の構築	・ 全1,741市町村 ・ 全1,741市町村 — — —	市町村による制度や相談窓口の周知 市町村による中核機関の整備 中核機関のコーディネート機能の強化 市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施 市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築 取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等 権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重要事項の効果的な取組方策の検討				

※1 KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。 ※2 専門家会議は、令和6年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

20